

国際協力銀行環境ガイドライン
第3回パブリック・コンサルテーション・フォーラムの様態について

平成14年2月15日（金）国際協力銀行9階講堂において、第3回パブリックコンサルテーションフォーラムが開催され、50名以上の皆様の参加の下、積極的な議論が行われました。ここでは、会議の様態をお届けします。（なお、参加者の皆様にご発言の内容は確認いただけていないため、文責は国際協力銀行にあることをご了解ください。）

国際協力銀行からの出席者：

総務部： 木山次長 佐藤副参事役
金融業務部： 谷本副参事役
開発業務部： 山田課長
環境社会開発室： 本郷課長 森課長

冒頭ご挨拶

（木山次長）

本日は、ご多忙の中「第3回パブリック・コンサルテーション・フォーラム」にお集まりいただきましてありがとうございます。総務部次長の木山です。この、パブリック・コンサルテーションフォーラムも昨年12月6日、本年1月10日に引き続きまして、第3回を迎えます。過去2回のフォーラムではのべ150名を超える方々にご出席をいただき、まことに活発な議論をいただきました。この場をお借りしてお礼申し上げたいと思います。また、今週でございますけれども、火曜日12日には、大阪の私どもの支店におきましても同様のフォーラムを開催させていただき、ご意見をうかがわせていただきました。さらに昨年の暮れ12月28日から募集を開始しております本ガイドラインに係るパブリックコメントにつきましても、2月20日水曜日の締め切りということでございまして、現在、徐々にコメントをいろいろな形でいただいているところでございます。

前回の1月10日の会では、主に人権の配慮、個別案件の情報の公開、外部委員会のあり方、あるいは経過措置といった点を中心に当方から説明をさせていただき、またご議論をいただいた次第でございます。本日はこうした点も含めまして、今日現在までにいただきましたいろいろなご意見をとりまとめてまず当方からご紹介をさせていただいた上で、皆様にもまたご自由な議論をしていただければと考えております。

本日これからご紹介いたします点も、概ね従来と同様のポイントでございまして、やはり人権、社会配慮といった点をどう考えるか、あるいは国際基準との乖離についてどう考えるか、あるいはモニタリングのあり方、また、個別案件の情報公開についてどういった規定の仕方をするのか、異議申立てにつきましても積極的に外部専門家を関与させるといった点、また別の観点から、競合する商業上の相手が濫用するおそれがあるのではないかと、こういったような諸点を中心に説明をさせていただきたいと考えております。従来同様、本日のご議論につきましては、内容をなるべく早く私どもの銀行のホームページで公開させていただく予定にしております。

今回はパブリックコメントの締め切りの直前ということでございまして、コンサルテーション・フォーラムとしては最後の会になるかと思います。ぜひ、本日は皆様のさらなる活発な議論をいただきたいと考えております。簡単でございますが、ご挨拶とさせていただきます。

これまでのコメントの紹介

（本郷課長）

それでは、これまでいただきましたコメントにつきましてもご紹介させていただこうと思います。このコメントの中には、もちろん正式にいただいたものもございますし、またそれ以外に直接私どもにいろいろご相談、あるいはコメントいただいた部分が入っております。そういったものすべてを含んだ形でご紹介させていただこうと思っております。また、すべてと申しましても同じようなコメントというのがたくさんございましたものから、それをある程度まとめさせていただいて、主立ったものをご紹介させていただく予定でございます。前回までですでに何回もご紹介いただいた内容につきましては、一部省略させていただいた部分もございます。

それではまず「総論」でございます。第1点目としましては、透明性の高いプロセスで作成されたという点について評価いたします、というようなコメントもいただいております。

OOFについては、我が国経済活動支援、国際競争力確保についても配慮すべきではないか、というようなコメントもございました。例えば、OECDのコモンアプローチにおきましては公的輸出信用政策と環境保護政策の調和を図る、というようなことが書かれてございまして、本行の政策目的に照らし当然にして書かれるべきではないか、というようなコメントもございました。

また一方で、研究会提言との比較におきまして後退している部分もある、というようなコメントもございました。

2番目の点に類したことでございまして、競争条件確保の観点からOECDコモンアプローチとの整合をとるべき、コモンアプローチにも公平性を確保し、潜在的な貿易歪曲を削減するため、共通の手続きとプロセスを進展さ

せることが目的の一つとして挙げられておりまして、こういった点についてもっと配慮すべきではないか、というようなご意見もございます。

また、現在、NEXIも新ガイドライン、OECDコモンアプローチを受けた形でのガイドラインを策定作業中でございますけれども、ここと一体化を図るべきではないか、というご意見もございました。これにつきましては総論の部分と具体的な手続き面と両方ございまして、手続き面につきましてはまた後ほどご紹介させていただこうと思っております。

続きまして「社会環境」でございます。人権や社会的関心事項への配慮は、個別プロジェクトで対応できるものとできないものがあるという意味で本行が確認する内容について限界があるのではないか、というご意見もございました。

また、ジェンダー、子供の権利、HIV/AIDSなどの感染症は、個別プロジェクトとの因果関係が必ずしも明確ではないため削除すべきではないか、というご意見もございました。

先住民族、非自発的移住、ジェンダーなどは個別に政策・ガイドラインを策定すべきではないか、というご意見もございました。かなりこの社会環境という点については幅広い視点からご意見をたまわっていると思っております。

私どもの考えといたしましては、これも以前までご紹介してございますけれども、社会環境というのはかなり広範な定義が可能で、かつ、それが国際協力銀行として融資を行うにあたってどういう点を確認すべきか、という点についていろいろ議論があったものですから、現行の案というものはできるものを特定する、できるだけ何ができ何ができないのかということ特定し、そのできるものについてきちっとやりましょう、というような方針の下にこのガイドラインの案をつくったということをご紹介させていただきます。

個別の政策・ガイドラインを国際協力銀行独自に策定すべきではないか、というご意見につきましては、私どもが普遍的に使えるものがあれば非常に便利だし望ましいというようには考えているのですけれども、一方で、世界中に共通に使えるものが本当にあるのだろうかという点も、われわれとしては悩ましいところでございます。例えばADBと世銀、その融資の対象地域が違うわけでございますけれども、そういった国の特殊な状況に応じて両機関とも異なったガイドラインを持っております。そういう点からすると、一般的な考え方としてはわれわれもよく分かりますけれども、直ちにそれが全ての国でできるかどうかというのはちょっとわれわれとして自信がないと、今、悩んでいるところでございます。将来の課題かなというのが認識でございます。これも今までご紹介させていただいた点と思っております。

次の「ステークホルダーの定義」でございますけれども、ステークホルダーにつきましては全く異なる方向のコメントをいただいております。

一つは、NGOは現地NGOに限定すべきではない、もっと広く定義すべきであろうというご意見でございました。また一方、利害関係が明確な、個別の特定のプロジェクトに関し利害関係が明確な人・組織に限定すべきではないか、というご意見もいただいております。私どもも、議論の中でステークホルダーについて様々な考えがあり、かなり幅広い考え方が成り立ちうるということは理解しておりましたけれども、やはりコメントを見ましても実際そのような考え方がなというふうに思っています。ただ、私どもとして、世銀はステークホルダーの定義を持っておりまして、これは比較的国際的考え方ではいちばんなじみやすいのではないかなという判断から、現行の案は世銀のガイドラインを踏まえた形での表現ぶりとなっております。

続きまして「外部専門家」でございます。特に影響が重大と思われる案件や異論の多い案件につきましては、「外部専門家等の意見を求めることができる」だけではなく、専門家からなる委員会の設置を別途設けるべきではないか、というご意見でございました。同様の意見は研究会の議論の中でもございました。私どもとしては、今回の案をつくるに当たっては、まずは事業者側にそのような委員会をつくるというのが先にあってしかるべきかなというところで、今回の案ではこの部分、本行のために設けるということは入れておりません。

続きまして「国際基準」でございます。国際機関、地域機関、日本等の先進国が定めている基準やグッドプラクティスも基準の一部であるという理解を明確にすべき。「大きなかみ離」の「大きな」、及びかみ離がある場合の「対話」「背景・理由等の確認」を削除し、かみ離がある場合には「2部で規定されている方針に基づいて確認する」というような形で明確に追加すべきではないか、というご意見がございました。また、参照するグッドプラクティスや国際基準を明示すべきではないか、できるだけ明確にしようというご意見でございます。

これにつきましては私どもの現在の考え方というのは、様々な国、様々な状況がある中、一律にこれだという基準は適用には難しいかもしれないという認識でございまして、ある程度のケースバイケースのアプローチはやむを得ない。要は、同じような状況において実施させるプロジェクトがあって、それ以外のところで行われるものがあって、それと大きく異なる内容・取扱いというのはまずいかもしれない。類似したところを比較しながら一つひとつ確認していくのが適当かなという考え方でおります。

続きまして「モニタリング」でございます。まず最初でございますのは、「予見されていなかった影響が生じたり、事業者側と地域住民との間で意見の対立や紛争が生じた場合」にも「必要に応じて仮入人を通じプロジェクト実施主体者による適切な対応を促す」とすべき。これは現行の案で私どもが、問題、というかここについて留意する必要があるのではないかと理解したとき、考えたときは、事業者に対応を促すとあるのだけれども、事業者側でももっと積極的にやるべきじゃないか、というコメントと理解しております。これにつきましては私どもも同じでございまして、言わずもがなということかなと理解しております。

続きまして、モニタリングの期間でございます。モニタリングというのは、いつまでやるのでしょうかという点でございます。原則、最長、融資期間でございます。融資期間を超えてモニタリングするということは現実的でございます。最長融資期間ということではございますけれども、その融資期間も非常に長うございますので、その間どの程度の内容をいつまでやるのか、それをある程度明確にすべきじゃないか、というコメントでございました。これにつきま

しては、基本的には必要なタイミングで必要な内容だけやる、明らかに無用なものはやる必要はない、だけど必要なものは当然としてやるべきだ、というところで考え方は統一されているのでございますけれども、具体的にそれじゃどうするのかという点については、いま継続的に検討しているところでございます。

それから、第三者からの指摘伝達に係る規定が濫用されないよう配慮すべきだと。一定の資格、プロジェクトへの関与の定義を定める必要があるのじゃないか。コメントする人を無限大に広げては問題があるのではないか、というようなコメントだと思っておりますが、これについてはいま検討をしているところでございます。

カテゴリAについては実施機関や現地実査の要否など詳細の規定が必要だと、もっと細かく手続きを決めるべきではないかというご意見をいただいております。それから、モニタリングの結果に関連する内容でございますけれども、貸出停止もあり得るといことがガイドラインに書いてございます。貸出停止が行われた場合、そのコスト増はだれが負担するのか。正統な理由、正統じゃない理由、いろいろあると思いますが、結果的にプロジェクトの遅れによって多大なコストが発生するわけでございまして、これについてどういうメカニズムが考えられるのか、というコメントがございました。これは提言の本文といえますか説明のほうで指摘いただいております、重大な問題だというふうには認識しております。引き続き考えていく必要があると思っております。

それから、事業者から提出されたモニタリングレポート及びJ B I Cによる監督状況につき公開すべき、であるというコメントをいただいております。まずはモニタリングというのは事業者が行い、そして現地の監督当局が行い、それとはまた平行に本行がレンダーとして行うという、三段構えのモニタリングになっているわけでございますが、まずは現地でのモニタリングの公表というのが必要ではあるかと思っております。われわれとしてどのような形ができるのかというのは、これは情報公開のところと併せて検討しているところでございます。

続きまして「情報公開」でございます。

公共の利益に関わる情報については、事前に企業から情報公開を原則として提供してもらうという方針を明記すべきであろうと。

商業上の秘密及び個々のプロジェクトの実情に配慮して公開する項目及び公開期間を決定すべき。これは、ある程度の限定が必要ではないかというコメントでございます。

カテゴリ分類検討中のプロジェクトについても、ウェブページで公開すべきではないか。おそらくこれはできるだけ早くカテゴリ分類を公表すべきという趣旨だと思います。これにつきましては若干解説させていただきますと、私どもとしては融資要請を受けた段階、スクリーンフォームという形で情報をいただく予定でございまして、できるだけすみやかにカテゴリ分類を公開することを目的とする暫定的なカテゴリ分類でございます。いろいろご意見を承った場合には当然にして見直すこともあり得るし、最終的な結果につきましては、融資承諾後、あるいは契約調印後ホームページで再度公開するということになる、ということと考えてございまして、ここでもしご懸念が、融資要請を受けてからずっとこちらのほうで持ちあってなかなか分類を公表しない、ということであれば、そういうような仕組みにはなっていないということも補足説明させていただきたいと思っております。

カテゴリ分類の公開時に分類理由も合わせて公開すべき、というコメントもいただいております。これは前回説明させていただいたと思っておりますけれども、その理由についても付すことをいま考えております。

次のコメントは、円借及びU / L (アンタイド・ローン) と、それ以外の、例えば民間投資案件についての情報公開の仕方は違うのかもしれない、というコメントでございます。円借及びU / L についてより多くの情報公開をすべきではないか、というコメントだと理解しております。

情報公開の2ページ目でございます。これから三つ四つぐらいは期間の点でございます。

環境アセスメント報告書について融資締結の120日前に公開すべき。

次のコメントは、融資形態に応じ情報公開の時期の具体的な目安、すなわち、円借及びU / L のカテゴリは120日とすべきではないかのご意見でした。これは融資の形態によって取扱いが違わざるを得ないのかもしれない、ということも意味しているコメントだと理解しております。

一方、民間プロジェクトにおける進捗の早さ、これについても留意してほしいということで、個別プロジェクトの進捗に支障を来さぬような期間を設けてほしい、というコメントをいただいております。国際機関等について120日間ということではございますが、民間プロジェクトの場合もっと短く、1ヵ月、2ヵ月、あるいは場合によっては1週間、2週間という非常に早いタイミングでの意志決定を求められております。民間ビジネスが非常に厳しい状況であるということを考えればそういった点も理解できないわけではないので、このへんについて配慮していただきたい、というのがこのコメントの趣旨だと理解しております。

環境レビュー結果及びプロジェクト審査書を、融資契約締結後ではなくそれ以前に公開すべき、というコメントもいただいております。

融資契約締結後には融資契約やその付属の覚書、及び事業進捗状況に係る文書も公開すべき、というようなことで、使った資料一切を公開すべきではないかというご意見でございました。

続きまして「遵守の確保」でございます。

異議申立て受け付けは、O O F においては競合他社に濫用される危険性もある。また案件進捗に対する影響力も大きいので、削除もしくは濫用防止の配慮、一定の制限を加えてほしい、というようなコメントでございました。

異議申立て手続きについては明文化し公開すべき、というコメントもいただいております。この異議申立ての手続きにつきましては、いろいろな意見、私どもにとって非常に慣れないことでございますので、継続検討ということをいま考えてございまして、4月以降も引き続き検討する予定だということは前回紹介させていただいたところでございます。

続きまして、「環境アセスメント報告書の公開」。これは現地の公開でございます。

公開を制度上認めていない国もあるのではないかと。そういった国を考えれば「望ましい」とすべきではないかと、というコメントでございます。

一方、明確に「義務づける」べき、と。「要求される」だと表現は弱い。「ねばならない」と、それを条件づけるべきだろうというご意見もいただいております。

もう一つ、真ん中ぐらいかもしれませんが、相手国の制度が異なるということ、それを強制するというのは大丈夫なんだろうか、というようなご意見もございました。これにつきましては、私どもはこのところについては非常に新しい分野でございますので、いま実際どういう状況になっているのかということ、私どもとしても事実関係を確認している最中でございます。

それから最後に、「他E C Aとの協調」。複数のE C Aが関与しているプロジェクトにおいて、各E C Aから別々に資料請求や質問等が来ると負担が大きいのではないかと、という実務上のコメントがございました。これは、O E C Dのコモンアプローチでも各国E C Aは必ず何らかの形で環境面のチェックをする、確認するということになっておりまして、それが一斉に動いた場合、最近はいろんな国から調達しているんな国のE C Aが共同して行うという、マルチソーシングのファイナンスが非常に増えてございますので、その場合には事業者側にとってかなりの負担になってしまうのではないかと、というご懸念でございました。

これについてはちょっと補足させていただきますけれども、O E C DのこのE C Aコモンアプローチの中でも、E C A間での情報交換等についての工夫をしたらどうか、ということが入ってございまして、私どもとしても実際そのような方向で取り組んで、事業者側にとっても融資者側にとっても無用な負担が大きくなるようできるだけ配慮していきたいと思っています。実際、われわれはすでにいろんなプロジェクトでこういう局面に遭遇しておりまして、そういった場合にはできるだけ共有を図るという方針ですでに動いている、ということ併せて紹介させていただきます。

以上が最近いただいたコメントでございまして、その紹介と、それから若干の私どもからの補足説明をさせていただきます。

質疑応答

(参加者 A)

実際のいいプレゼンテーションをどうもありがとうございました。特に新環境ガイドラインにおける社会的配慮の問題についてJ B I C側が非常に見識のある態度をとられたことは、評価するということになります。ジェンダーしかり、子供の権利しかり、H I V / A I D Sしかり、こういうのは、国連の場においても権利を中心にした開発アプローチということで、常に重要視されている問題点でありますから、開発援助に係る公的銀行としてのJ B I Cの一つの見識を示したものであるということなので、このまま維持していただきたいということです。

ただ、一つ、これはテクニカルですが非常に重要なポイントとして、要望がございます。それは、先住民という言葉と先住民という言葉が併用されている点でございます。前書きでは第4行目に「先住民等」となっておりますが、実際に第2部に書かれております環境配慮の中では、12ページですか、「先住民」というタイトルで書かれております。私としては「先住民」という言葉で統一してほしい。その理由は二つあります。一つは「民」という言葉と「民族」というのは、単に族という言葉があるかないかではなくて、国際法上、権利を認めるかどうかという点がかかわります。民だと、これは個々の個人しか権利主体ではありませんが、民族でありますと、その人たち全体にも国際法上の権利が認められるということになります。したがって、これを英文もしくは華文にされるとなると、成文の上ではやはり民族。英語で言うところのindigenous peoples(インディジナス・ピープルズ)という複数形、中国語では私は発音はできませんが、原住民族という言葉で表記していただきたいと思います。なぜ原住という言葉になるかということ、「先住」というと、もういなくなってしまった、かつてはいたかもしれませんがもう消滅してしまった民族ということになってしまいまして、非常にこれは問題を含みますので、そういう表記でこのテキストを翻訳していただきたいという要望でございます。

(本郷課長)

テクニカルな面とはいえ、非常に重要なご指摘をありがとうございました。ここについては、確かに世銀等の実際の運用においても非常に悩みながらやっているところだという話は聞いております。私どもとしては融資をするという立場でございますので、融資の対象となるプロジェクト、それとのかかわりで、どういう定義の仕方、どういうところを対象にするのが適切かということを考えていく必要があると思っております。いまのご指摘の点を含めて、どういうことをするのが適切か考えていきたいと思っております。

(参加者 B)

2点、簡潔に述べさせていただきます。先ほど、E I Aが公開されるかされないべきかという議論があったということを書いていらっしゃいましたけれども、このE I Aに関しまして、情報公開度と情報の正確さということを融資をする上で判断材料にするべきだと思います。もっと言えば格付けをするべきだと思うんです。今まで問題を起こしている案件はいずれも事前の調査がずさんで、後から環境や人権上の問題が非常に深刻であるということが分かったものが多いんです。

例を挙げれば、フィリピンのサンロケ・ダムプロジェクトだとか、ケニアのソンドウ・ミリウ・ダムプロジェクトだとか、そういった案件に関しましては、最初は問題ない問題ないみたいなことを言っていたのですが、特にサンロケ・ダムプロジェクトでは、海外の独立した専門家の調査によると、EIAのすべての点に欠陥があることが分かったとか。それについてはいろいろ議論もあるかと思いますが、現地でも非常に大きな反対運動が起こっているんですね。例えば、コンサルタント会社さんなんか調査を行った場合、事前にコンサルタント会社が出した結果と、その後現地住民やNGOの方々が出した問題提起、そういったものを比較して情報の公開度とその情報の正確さというものを詳しく判断して、それに基づいて融資をするべきだと思います。

2点目ですが、カテゴリ分類について一言申し上げたいことがあります。現在、日本政府はミャンマーのバルーチャン第2水力発電所の修復事業に対して無償資金協力をすることになっておりましたが、このミャンマーという国は、毎年アムネスティなどの人権団体やアメリカ合衆国政府、あるいはILOによって、毎年ですけれども、虐殺だとかレイプだとか強制労働などの深刻な人権侵害が報告されている国なんですね。このような国に対して大規模な開発を行えば、100%の可能性で重大な人権侵害を引き起こすことはもはや目に見えていることで、これは私たち国民のお金を使ってミャンマーでの虐殺に荷担するのと同じことだと言えるんですね。私は少なくともそう思います。実際、アメリカのユノカル社という会社はヤダナのパイプライン建設事業に関して責任を問われて、非常に対応に苦慮しているという、大きな問題になっております。

こういった事態を防ぐために、カテゴリ一なのですが、Aの中でさらにちょっと厳しくしまして、融資不可能というカテゴリをつくるべきだと思います。融資不可能なカテゴリの対象地というのは、国際的なネットワークを持つNGOや国連機関の報告書を参考にすればすぐ分かるんですね、ミャンマーの例だとか。そういった場所のデータベース化を行いまして、未然に人権や環境問題を防いで、国民の金を浪費しないようにすべきだと思います。

また、重債務国に関してですけれども、特にパリ会議でリスケジュールが認められるような重債務国に関しては、融資額を制限するべきだと思います。重債務国に巨額なODAを行うことは環境面や人権面でリスクが高すぎるんですね。事業そのものが問題を起こさなくても、債務を返済するために乱開発が進んで自然が破壊されたりだとか、輸出用食物をつくるために、その国の国民の食糧を生産する農地がそういった輸出用食物のための農地に変えられて、結果としておびただしい数の餓死者を発生させることになる。こういったことが人権上好ましいことが好ましくないことかというのは、もはやコメントすることではないと思うのですが、そういった意味で、カテゴリAの中で特に厳しい枠を、融資不可能という枠をつくるべきだと思います。以上。ありがとうございました。

(本郷課長)

それでは今いただきましたコメントのうち、環境に係る部分につきましてこちらの考え方を説明させていただきます。私は3点に理解して分けて考えたのですが。

一つはEIAの信憑性という問題、2番目が国として人権侵害のおそれがある国があるのではないかと、三つ目は重債務国という点でございますが、これはプロジェクトでいけば、計画がきちんと実行できる経済力があるかどうか、財源が手当てされているかどうかをお尋ねになったと私なりに理解してお答えさせていただきます。

まず最初はEIAの格付けということでございますけれども、手続きとして格付けというようなことは今は考えておりません。ただ、私どもが実際行っておりますし、また今後も考えておるやり方は、EIAは情報ソースとして非常に重要だと、かつそれが現地で承認を受けるということで、現地での厳しい目もクリアしているということ、そういう意味でEIAが重要だとは思っております。ただ、EIAがすべてではない、情報ソースという観点からするとすべてではないと思っております。いろいろな情報、ほかにも追加的に情報を集めるということを考えております。

例えば、現在でもカテゴリAのプロジェクトにつきましては、サイト実査を行って、われわれ自身の目で確認すべき点は確認しておりますし、またその際には現地の方々のご意見、行政当局のお考え、またNGOの方々のお考え等、いろいろかがって総合判断するという形をとっております。また、新しいガイドライン(案)の中にもありますけれども、カテゴリ分類をした後情報公開することによって、いろんなご意見があれば、こちらとしても受け止めさせていただきたいという仕組みを準備しております、その点につきましては十分確保されているのではないかと思っております。

次の人権侵害、その国自身が問題ではないか、人権上問題ではないかという点でございますが、これについても非常に難しい点がありまして、長い議論が実際ありました。ただ、私どもの今のガイドライン(案)の考え方というものは、まずはプロジェクトのところから出発しましょう。私どものやっているのはプロジェクトからということで、原則プロジェクトに係る部分を見ていきたいと思います。国自身が妥当かどうかという点について、人権上妥当かどうかについては、現在のガイドライン(案)では判断するという態勢にはなってございません。ご指摘のとおりでございます。ただ、これは外交上の問題等もあると私どもは理解しております、その国自身が、その体制が問題だからといって融資をしないということを政府機関が判断するのが妥当かどうかという点はあると思います。むしろ我が国政府の政策に従って対応すべきではないか、というのが今の私どもの考え方でございます。

三つ目の重債務国の関係でございますけれども、ご指摘は、そういうようなお金が足りないような国であれば、プロジェクトで計画だけをきちんとつくってもしよせん実際は動かせないんじゃないか、というふうな切り口でのコメントだと私は理解しておりますが、そういう点につきましては、私どもは二つの点を確認する予定でございます。一つは、もちろん当然にして計画は見ますけれども、その計画が実行できるかどうか、実行できる体制ができていくかどうか、これについてもある程度私どもは実際の環境配慮確認の中で確認していく予定でございます。かつ、モニタリングのプロセスの中で、実際その立てられた計画が実行されているかどうか併せて確認するというような形を予定しております。その3点につきましてお答えさせていただきます。

(参加者C)

今回、自然環境、特に生物環境を扱っている者として課題を三つ述べさせていただきたいと思います。1番目は実際にチェックリスト等を使っての運用面のことと、2番目としましては先方の国の理解をどのように得るかということ、3番目はJ B I Cの監査能力とか体制について、この三つでございます。

まず1番目の、実際のチェックリスト等を使っての運用面でございますけれども、生物的な情報というのは情報を得るのが非常に難しいということがございます。例えば日本でも、なかなかその場の生物について分からない。分からないという場合じゃあどうするかといいますと、例えば一つの場所で、雨期だけに行っても乾期の情報が全くないとか、必ず、最低でも1年は調査をしないと分からない、そういう調査ができる人材があるかというのとまた人材もなかなかないということで、これは非常に難しいこととなります。

2番目の、先方での理解を得る。例えば、川をせき止めて堰をつくるという場合、魚に非常に大きな影響があるわけですが、先方側は例えば漁業という面では非常に理解はしていただけますけれども、これこれこういう重要な魚がいますからと言っても、「それはただの魚ではないか」といってあまり理解を示してくれない。これは日本でもついこの間までそういう状態でしたので、なかなか難しいことではないかと思えます。

3番目は、先ほどのE I Aの信憑性とのこととも非常に関係しますけれども、先ほど現地での厳しい目を通っていることがありましたが、私が見る限り、とても厳しい目は通っていない。先ほどの例でいえば、「魚がこういうところにいます」という記述しかE I Aになかったということになりますと、監査能力とか体制に対してはもう少しJ B I Cとして固める必要があるのではないかと。例えば補足する場合、SAPROFなんかを出した場合、非常に期間が短いので、3カ月で1年分はとて情報を集められないということもございまして、そのへんの体制、この三つはすべて密接に関係しているのですけれども、その三つについて今後もう少し深めていただければと思います。以上です。

(本郷課長)

ありがとうございます。まさに私も、実際に環境配慮確認を行っている中で悩んでいる点でございます。それぞれについて現状を、われわれがどうしているかを答えさせていただきますと、最初、雨期・乾期の例とございましたけれども、基本的には、私どもが行っている最中にすべてを確認するということはできないわけでございます。全てを現地実査によって確認することにしますとまさに1年とか、場合によっては2年、3年そこに滞在しなければいけない。それは現実的じゃないので、現地でどれだけきちんとした調査をやっているか、それに基づいてどういう結果が出ているかということを確認するというのが、われわれが行った場合の、サイト実査した場合の目的、あるいは質問票を出したときの目的でございます。

実際、自然環境については非常に難しうございますので、確認作業におきましては、そういう道の専門家をコンサルタントとしてこちらのほうからお願いして、評価をいただいているわけでございます。その中でポイントは二つございまして、問題あるかないかという結果だけをレビューしてもらわないで、そういう結果が得られるに至ったプロセス、例えば調査方法ですね、インベントリーについても、やはり専門家の目で見ても十分な調査方法になっているかどうかということは当然確認していただいております。

それからもう一つの点としましては、事前の調査と、実際やってみたとところのギャップというところが出てくると思えます。例えば大型のインフラで、長い距離を対象にしたようなプロジェクトであれば、そこを本当にきちんと見たとしても、やはり実際工事をしてみなきゃ分からないというところがあるのじゃないかと思えます。私どもがとっているアプローチは、そういったときには事前の調査は十分であったか、かつその調査結果に対して十分な対応が計画されているかどうか、ということは承諾前に確認いたしますが、さらに加えていえば、例えば工事をしている最中に想定されていなかった、例えば「動植物が見つかったら事業者はどうするんですか?」というような形で、十分な計画がつくられているかを確認しております。そういう二段構えで確認することとしています。

それから2番目の、相手の国の理解なのですけれども、この理解といった場合、例えば、これがその魚の重要性だとすると、人によってやはり重要性について違う見解を持つというのは当然あり得ることだと思います。それはしょうがないことだというふうに私どもは思っております。ただ、そのときに、その人たちがいからと、現地の周りの人たちはいいと言ったからといってほんとにいいのかな?、というところは確かにご指摘のとおりだと思います。そういった場合には国際的な考え方、慣行とか、そういったものとも照らし合わせる必要があるのではないかと考えています。例えば、ここでは具体的に例示しておりませんが、IUCNの取極めだとか、いくつかの国際的な考え方、確かに国際的な慣行としては四つか五つぐらいにまとめられると思えますけれども、そういった国際的な慣行、あるいは条約、考え方等と照らして、十分問題ないかという点を考えていっているつもりでございます。

それから三つ目、厳しいクオリティーの話というのは確かにおっしゃるとおりのところがありますけれども、できるだけわれわれとしても、外部の専門家といいますが、例えば生物なら生物の専門家の手も借りて見ていただく、それを踏まえて最終的な判断をしていきたいというふうに思っております。

(森課長)

若干の追加をさせていただきたいと思えます。確かにおっしゃるとおり、特に生物の関係については、正直いって、実際にわれわれがコミットメントを出すまでの期間ですべてを調べきるというのは実際問題困難であると思えます。

事前調査の段階では、可能な限り分かる範囲で大きな問題がないかということを確認しておくことが最低限必要です。更に、事前には十分予想できないことに対応するという観点から、事業実施段階における環境モニタリングの中で、どういうデータをどういうタイミングでとって、それをどういうふうの確認していくか、といった仕組みづくりを併せて承諾するときに事業者にコミットしてもらおうというやりかたをとっています。

やはり生物の話というのは科学的にも全て把握しきれものではないでしょうし、また生態系の変化も非常に長期的な話であることから、事業においても長期的モニタリングをやっていく必要があることを事業者にも理解して頂くというのがより重要かと思えます。そういった取組をこれからさらに強化していくということが、それを補う意味で必要ではないかと考えています。

(参加者D)

コメントが大きく二つあるのですけれども、ODAとOOFとのネーチャーの違い、これをぜひ十分ご配慮いただきたい、その関係でNEXIが先月改訂ガイドライン案というのを出されましたけれども、NEXIのほうは当然輸出金融が主体ということで、御行の融資形態とは異なるわけですから、中身が違うというのも当然なのかもしれませんけれども、少なくとも御行も、ODAもあるわけですので、輸出金融も含んだ形で統合ガイドライン案というのを出された以上、国内の輸出信用機関がこれほど大きなギャップを持ったままでガイドラインを策定して進めていくというのは、非常に問題があるのではないかと思っています。

もちろん、中にはNEXIのほうをJIBCに合わせればいいんじゃないかというご意見もあるかと思えますけれども、やはり輸出信用という点でいくと、私からすると、NEXIのガイドライン案のほうがECAとしてはきわめてまとうなものかなと、これは個人的にですけれども思いますが、できれば輸出信用についてはNEXIのガイドライン案というのに近づけていただきたい、あるいは一本化していただくということをぜひご検討いただきたいと思えます。

結局、今いろいろアイテムごとにいろんな意見が、相反するところもあるわけですので、結局元を正すと、すべてはODAとOOFというネーチャーの違うものを、強引には言いませんけれども、かなり無理をして一字一句、同じガイドライン案にしようということを進めた結果、いろんな問題が出てきているのではないかと思っていますので、統合ガイドライン案をつくるということ自体、その趣旨には私も賛成しますけれども、細則とか運用についてはそれぞれのネーチャーに合わせて多少区分をしていただく、ということが必要なのではないかと思っています。

例えば社会的配慮についても、ODAについては、書いてあることはごもっともだと思いますけれども、OOFに関しては、個々のプロジェクトで検討するところが難しいものがあるということをご配慮いただきたいし、遵守の確保、これもODAであれば異議申立ての受け付けというのもそうであろうと思えますけれども、競争相手のいる、輸出金融とか投資金融の場合には、競争相手からの濫用の可能性もあるということも十分ご認識いただいて、遵守の確保というところはODAに限定する、というような形でぜひお願いしたいと思えます。

モニタリングとか情報公開についても、一緒にしようとしているところに無理があるのであって、それぞれの形態に分けて区分をしていただければ、よりその実態に合ったものになるのではないかなと思えますし、逆に無理にOOFに近づけようすると、ODAからすると「いかなものか」というところが当然出てくるんだと思えますから、そこは二つを分けるという考え方が必要なのではないかと思っています。今さら分けるのは無理だというご意見なのかもしれませんが、ここはぜひJIBCさんのほうで英断していただいて、時計の針を逆に回すというような判断も必要なのかな、と考えております。

最後に、輸出金融とか投資金融については、この環境ガイドラインとは直接関係ないのですけれども、今の我が国の置かれた立場を十分にご配慮いただきたいなと、45年前の日本と今とは違うということを知っていただきたいということ、日本の格付け、ソブリンデッドの格付けはもうまもなくシングルAに落ちるのだらうと思えますし、そうするともうチリと同じようなレベルになってくるというような状況です。失業率も5%を超え、産業の空洞化というのが言われておりますし、日本の公的債務というのはGDPの140%近くになっている。したがって、よく「ODAは国民の税金を使って」というような表現もありますけれども、正確に言うと、一部は要するに借金をしてODAをしているというような表現のほうが正しいのかもしれないですね。G7の国の中でもはっきり言って負け組で、何年かたったら中国と交代してくれと言われるかもしれないような今の日本の経済状況から考えると、ここでさらに輸出競争力を喪失させるようなものを導入するというのはいかなものか、と思えますので、ぜひとも競争力の確保、維持という点を、本行におかれましては十分ご配慮いただきたいと思っております。以上です。

(谷本副参事役)

今いただいたコメントの中で特に強く強調されていた点としては、国際競争力の強化の確保という点があったかと思えます。私どもこの統合ガイドラインをつくるに当たりまして、まさに環境の配慮ということと、特にOOFにおいての使命である、我が国企業の国際競争力の確保というものをいかに両立させていくか、というものが非常に重大なテーマだと認識しております。われわれとして、今まで国金等業務のガイドラインとして環境ガイドラインがあったわけですけれども、その経験等を踏まえまして、われわれなりに一生懸命考えてつくっております。ただ、これは必ずしも二律背反というか、どちらかを取ればどちらかができないというわけではなくて、両立可能なものだと思います。

あと、企業の方々におかれましては当然環境配慮というものを重視して、一生懸命努力されておられる企業がほとんどであります。実際私どもが扱っている業務、特に国金等業務を私は見ているわけですけれども、小さな案件も含めて非常にきっちりとやられている。そういったちゃんとやっていることを証明するためのコストが比較的大きな

ってしまうんじゃないか、というご懸念はおそらくあるのではないかと思います。例えて言えば、9月のテロ事件後、空港のチェックが厳しくなって、飛行機に乗るのが大変になってしまった。つまり、ほとんどの人は何の問題もない人なんだけれども、その人を無実をはらすために時間がかかって、コストがかかっている。そういった情報。例えば情報を取るのに時間がかかる、相手との対話に時間がかかる、という点はおそらくあるのかもしれない。

ただ、そういった点につきましても、例えばNEXIとの間でもお話をさせていただいているのは、スクリーニングフォームと一緒に、お互い情報を共有し、両方もが、実は同じような情報を聞いてお客様を困らせるということがないようにしてサービス向上に努める。しかし、確認すべきことは確認するということとを両立させるべく、われわれとすることができる限りのことはやっていきたいと思っております。

ODAとOOFの統合ガイドラインということにつきましては、私どもの銀行の法律の付帯決議に書かれてあるということもございまして、ここはわれわれとしてやっていかなければという問題だと考えています。但しいろいろな方から、NGOの方からも、業務とか金融の種類によってやはり対応が違うのではないかと、というコメントもいただいていることもございます。そういった点につきましていま検討している事項もございます。例えば、情報公開のあり方であるとか、異議申立てプロセスであるとか、そういった点です。ガイドラインの中でも、悪意の第三者に濫用されないような仕組みをつくるとか、できるだけ配慮し、引続き国際競争力と環境という大きなテーマを両立させるべく、努力していきたいと思っております。

(参加者 E)

私、先ほどの方の発言を聞いて非常に驚いてしまったのですけれども、今後環境のガイドラインを低いほうに合わせるという発言をなさっているのかなと思って、たいへんびっくりしました。私ども、いまNEXIが発表しているガイドラインが非常に弱くて、これでは環境ガイドラインとしてどういうふうに使われているのか全く分からないと思っております。NEXIさんのほうがまさにJBICの今のガイドラインに合わせるべきであって、企業の側からJBICのガイドラインを下げるというふうな要望をされることは、ほんとにどういうことを考えていらっしゃるのかなとびっくりしました。

確かに非常に難しいポイント、違うポイントというのはあると思っております。OOFとODAで業務の形態は違います。私ども、その違いを勘案して、まさに情報公開に関しては、ODAに関しては120日前に情報を公開する必要があると思っております一方、OOFの業務に関しましては、OPICやオーストラリアの輸出信用機関が採用しております60日前というふうな、例えば情報公開の日程に関しては差があってもいいのではないかとこのふうには考えております。しかし、それ以外の点で、環境配慮、あるいは社会配慮はじゃあ民間融資であればなくてよいのか。前回も私はこのことについてたいへんびっくりいたしまして、発言させていただきました。

環境と社会配慮というのは、はっきりと切り離してできるものではないと思っております。これを一緒にやっていかなければいけないからこそ、私どもは環境ガイドラインを、環境ガイドラインではなくて社会環境ガイドラインという形できちんと発表してほしい、その趣旨を明らかにするために、社会配慮もきちんとやっていくために社会環境配慮ガイドラインというものにしていただきたいと思っております。これから民間企業の方にこういった環境配慮の重要性ということを理解していただくには、JBICですとかNEXIといった政府系の金融機関の方にリードしていただかなければ、やっぱり民間の方はなかなか先に進んでいただけないんだな、ということも改めて理解いたしました。

異議申立て機関についてですけれども、これは世界銀行グループとIFCの方と私はきのう会合させていただきました。やはり99年から、異議申立て機関ではございませんけれども、オンブズマン制度、コンプライアンスのメカニズムを採用されていらっしゃいます。実際、企業の方からたくさん、「相手を突き落とすために異議申立てをするような事例があるんじゃないか」というふうな懸念が出されておりましたので、わたしも、実際IFCの方の方に、「過去2年間でそういった事例がありましたか」とお聞きしたところ、「全くありませんでした」と。つくる前にはそういった懸念はありましたけれども、実際にそのようなケースは、いま2年ですけれどもございませんでした、というお話を聞いております。

ですから、私ども、全体的にガイドラインに関して非常にあいまいな表現が多くて、どのようにそれぞれのガイドラインの遵守、あるいは実施を確保していくのか、その部分が非常に弱いと思っております。モニタリングに関しましては、例えば途中で問題が起こった場合に、プロジェクトの変更まで含めてどういうふうなそれぞれの場に対応していくのか、それに関してはIFCの方にもお話をおうかがいしましたけれども、非常に細かい契約のところまで詰めていかないと、後の融資を一度出してしまった後の変更というのがなかなかやりにくいということで、モニタリング、遵守機能に関しては、さらに強化していただく必要があると思っておりますし、こういったものを抜きにしてこのガイドラインをどういうふうな実施していくのか、先ほど体制の問題も出ましたけれども、体制も十分ではないところで遵守機能もいかにげんなものになってしまうと、これがまさにただの紙になってしまうわけですから、特にモニタリング遵守に関しては、今後さらに詰めた対策を検討していく必要があると思っております。

さらに私ども、すでにコメントを出させていただいておりますけれども、特に気になっている点としては、ガイドラインの研究会のときに、環境アセスメントを審査する機関、非常に問題になったケースに関しては日本国内で専門家委員会をつくって、そこで審議をすることが考えられるのではないかとこのふうな提案を出させていただいておりますけれども、これが全く今回のガイドラインの中では、現地のほうの専門家委員会だけで、日本国内での専門家委員会ということが外されてしまっておりますので、やはりこれは審査の体制を強化する意味でも必要なのではないかと考えております。

以上、いろいろ民間の方で新しいガイドラインに関して懸念をお持ちの方もいらっしゃると思いますが、私はこのガイドラインをきっかけに、まさに日本の企業の方に変わっていただかなければいけないと思っておりますし、NE

XIさんにもこれを機会にきちとしたガイドラインをつくっていただかないと、国内と二つの金融機関の間でダブルスタンダードが起こるようなことになりかねませんし、そういったことは絶対に避けなければいけない。それはかえって企業の方を混乱させることにもなるのではないかと考えております。ありがとうございました。

(参加者 F)

いま日本のODAに対して国内で非常に強い逆風になっておって、こういう経済状況でODAを出すことに対する是非というのが、広く一般の国民の皆さんの間で問われていると思います。そういう中で、必要なODAをきちっと続けていくためには、国民の皆様からいただいた税金が正統に使われていて、正しいことに使われているんだということをはっきりと示せる、そういうものが必要なんだろうと思います。そういう意味で、今回皆さんのご努力でつくりあげていただいている環境ガイドラインというのが、本当にこれの第一歩になるのかなと、非常に強い期待をさせていただいております。これに沿ってきちとした形で環境配慮が行われてODAが出される、円借款が出される、そういう説明を日本の国内向けにきちっとするための根拠になるとしますので、ここはぜひ頑張って、納税者に対してしっかり説明ができる根拠たり得るものをつくっていただきたい。そしてそういうものに、いいものにガイドラインというのをより合わせる努力をしていっていただきたいと思います。確かに環境配慮の確認をするためのコストというのはかかるかもしれませんが、それをやらないでプロジェクトをやった後始末にもやはりコストがかかるわけで、どちらのコストを負担するのかというところに、究極的にはなるのだろうと思います。あまり理想ばかりを追ってはいけないのかもしれませんが、そういう考えでぜひ頑張っていただければ幸いです。どうもありがとうございます。

(参加者 G)

企業の立場からコメントさせていただきます。きょうは冒頭でJBICのほうから、これまでの議論のポイントをとりまとめご紹介いただきましたけれども、やはり意見が相反する部分が多くて、それがどこから出てくるかというと、いま議論になっていますODAとOOFの性格の違い、特にOOFの中でも輸出信用の部分だと思っております。

私も、統合ガイドラインをこれから策定されていくということについては、その趣旨も内容についても賛同しておりますし、一方、企業側も、このガイドラインにかかわらず、これまで相当の時間とコストをかけてさまざまな案件、取引において環境社会面の配慮を行っております。ただ、輸出信用の部分につきましては、OEC Dのコモンアプローチをベースとして、その他の先進国と同じ土俵で競走していかなくてはならない、逆に言えば無用の競走を排除するための共通のガイドラインということで、OEC D加盟国が合意の上でそれぞれ運用していくというふうに理解しておりますので、この部分についてはOEC Dのコモンアプローチをベースとした取扱いにしていきたい。

そうなりますとやはり、今回ドラフトされていますガイドラインの中で、一定の項目、ODAとOOFを一緒にしないほうがより明確になって、手続き面でも明確になって実効性が上がると思われるポイントがいくつかあります。例えば情報公開の内容ですとか、期間ですとか、公表する時期ですとか、モニタリングの期間ですとか、遵守の確保の問題。このへんについては細則というような形で結構ですので、ガイドラインはもちろん統一で結構なのですが、一定の項目につきましては、ODAはこうですと、新しい輸出信用はこうですと。その輸出信用の部分というのは、基本はODAのコモンアプローチをベースにしていきたい。そうすればNEXIとの整合性もその部分については図れるのではないかと考えています。

(参加者 H)

きょうはなるべく多くの皆さんのご意見を承って今後のガイドラインの策定の参考にしたいと思って、あまり意見を申しあげるつもりはなかったのですが、2点ほどございまして。一つは、いまのOOFの部分はどうするかというような議論の中で、OEC Dでコモンアプローチが合意されているかのように思われている方がかなり多いんですね。現状を正確に申しあげますと、OEC Dで、これは合意はありません。それは、まさにおっしゃったように、2点、情報公開及び環境アセスメントをその国において公開するかどうか、その点について合意がないので合意できてないということでありまして、必ずしも今のコモンアプローチでみんなが合意して、「それでいいよ」ということになっているわけはありません。ただその上で、各国が自発的に、「やれるところはやりましょう」ということになっておるわけでございます。

この点について言うと、いつかの国はそれなりに高いスタンダードのもので実際にはやっております。日本のおかれた状況を見ますと、その融資の規模から見て、圧倒的な規模があるわけですね。その日本がほかの国と、低いところと合わせていいのかどうかという議論は、私はあると思います。これはODAについても圧倒的に量の多い日本のODAですから、そこもやっているJBICがほかのODAの機関と同じ考え方でいいのかどうか、という問題もあると思います。

それから輸出信用機関では、環境において全く問題がなければこれはこれでいいのですが、必ずしもそうではない。そういった中でいったいどういう基準を考えなければいけないのか。私個人としても、同じ民間、相手のいろいろなどところを見てみますし、世銀とかIFCとかADBとかいろいろのところを見てみますが、そちらのガイドラインが、実は高い高いと言われていますが、私の目からすると、これも低くてどうしようもない。いろんな第三者機関をつくっておりますけれども、これでも不十分だと。実際、いろんな問題が出てきていて、必ずしも全く完璧に機能しているとはとても言えない。それぞれの中でもっと改善するべき策がないかということ、今、真剣に議論しております。そうい

った立場からすれば、やはり一定の環境配慮に日本として努力すべきことは当たり前であると思いますし、むしろ民間の方もそれに非常に意を配っていただいております。

もう一つ余計なことを申しあげますと、私はOECDでコーポレートガバナンスのガイドラインを作ったときに参画しておりますけれども、そのときに日本の民間企業の方からいろいろ言われていたのは、単にprofit maximizationではないと、long term profit maximizationにはどうすればいいのか。そこにいろんな企業の将来がかかっているのではないかと。その中で、やはり環境に対してやさしいですか、社会面に対してもやさしい、これは非常に大事であるといった民間の方が非常に多かったように見受けられています。

私の知っているある銀行では、むしろ環境を売りにして将来やっていこうと、それでISOを取得しよう、そういうところも多くございます。ここにいらっしゃる皆さん、みんな同じ志だと思いますけれども、さっきの方がおっしゃいましたが、環境面のコストというのはなるべく早く払ったほうが、実は結果として安い場合が多いのではないかと。後になればなるほど民間企業のコストも大きくなりますし、政府としても何度もミッションを派遣して税金を無駄に使わなければならない可能性がある、ということがいろいろあるのではないかなと思っております。

2点目でございます。2点目は、これはむしろJBICの本郷課長に質問があるのですが、先ほど、EIAの公開につきましてパブリックコメントでどんな意見が出ているかというところはいかがでした。その中で、「今、JBICとしては現在の状況を調べています」というようなお話があったのですが、研究会ではJBICの立場はそうではなかったような気がしておりますし、その後、情報公開、パブリックコメントを出すときの議論を聞いても、そうではなかったように、私はうかがっております。あるいは私の聞き間違いかもしれません。環境アセスメントが当該途上で公開されるということは、世界銀行とかいろいろところで条件になっていますし、それは最低限必要な条件であって、それが満たされれば全てうまくいくということではなくて、むしろそれが公開されていて初めて、いろんな途上国の国民が実際にどんなプロジェクトがこれから起こるのか初めて知る、あるいは可能性がある。それすら公開されていないでどうやって環境配慮を確認できるのか。環境省の方が前言ってましたけれども、公開されていない環境アセスメントは、そんなものは環境アセスメントではない、というふうに言われたことを私は非常に興味深く聞いておりましたけれども、本件についてJBICとして今どういう立場におられるのか、改めて誤解のないように説明をうかがいたいと思います。

(本郷課長)

まず、最初の実事関係のところでございますが、私どもは研究会の場で、「ほとんどの国で何らかの形で公開されているというふうに認識しております」ということを説明申し上げたと思います。ただ、それについて、また別のご意見を、コメントをいただいたのも確かに事実です。「必ずしもそうじゃないんじゃないか」というご意見もあったものですから、私どもとしては改めてそこは確認する必要があるだろうというのが、あの時点での考え、スタンスでございまして、事実私も今、すべての国で、対象となるすべてのケースでそれが該当しているかどうかということを改めて確認している最中でございます。

(参加者H)

私はちょっと誤解したのですが、制度を確認するかどうかということを私はおうかがいしているわけではなくて、私が聞きたいのは、EIAを途上国において公開されているということ、英語で“it is required”と訳されたこと記憶しておりますが、それをそのとおりやるつもりがあるのかどうかという点を、変わらうというふうにおっしゃっているのかどうか、その点を確認したくてうかがったんです。

(本郷課長)

もう一度改めて申しあげますけれども、私どものいま示している案は、このとおりでございます。ただ、重ねて申しあげますけれども、そうではないかもしれないというご意見をいただいたので、それについては真摯に受け止め、改めて事実関係を確認する必要があることだと思っております。

(参加者H)

すみません。あまり時間をとりたくないのですが最後にしますけれども、制度が違うという指摘に対して調べるかどうかはそれは調べるべきでしょう。そうじゃなくて、その制度のあり方が違うと言われているのか。その制度のあり方が違うと言われていることに対してJBICとして調査すべきなのか。あり方というのは、今回のガイドラインでどうすべきかということについて、態度がまだ未定なのか、それは確定しているのか、そこを確認したいという主旨です。

(山田課長)

私ども、“It is required”ということで原案を示しております。パブリック・コンサルテーションをやると同時に、ODAの場合は利用者が途上国政府でございますので、途上国政府にも説明をしているところでございます。ただ、示しているのは、あくまでも“it is required”ということで示しておりますので、私どもJBICとしては、それで説明に努めているという状況でございます。

(参加者B)

残り時間が少ないのに2度目で申しわけありません。先ほど本郷さんがおっしゃられたことについて、それぞれコメントしたいと思います。まずEIAに関しまして、現地で十分配慮されている、モニタリングも現場に行きやっているとことなのですが、それは環境ガイドラインを策定する前から何度も聞いている話なんですね。そのたびに現地で、例えばNGOだとか少数民族の方にお話をうかがいますと、事業者側と全く言うことが食い違ってしまふ。そういった問題を解決するために、独立専門家委員によるレビューというものが大切だと思うんです。確かに現地でいろいろ調査をしているとは思いますが、ただ、多くの場合、政府やプロジェクトの事業者というのはその国家のマジョリティーであって、いわゆる環境破壊や社会の混乱などで非常に大きな被害を被るのは少数民族の方たちなんですね。先住民族の方たちもそうです。

先ほど、ミャンマーの例を申しあげましたけれども、ミャンマーでは、軍事政権の政府の主要なメンバーというのは、ビルマ族と言われる民族です。実際は、カチン族だとかカレンニー族だとか、カレン族、シャン族、モン族とか、ミャンマーは非常に少数民族の数の多い多民族国家なんです。しかし、その政府を占めているのはすべてビルマ民族です。そういったことから配慮しまして、しがらみのない日本で独立専門家委員によるレビューをすることは非常に大切であり、これがなかったらはっきり言って環境ガイドラインを決めた意味がないのではないかと、そう疑ってしまう点でもあるんですね。

先ほど言われたことについてなのですが、確かにODAとOOFはいろいろ違うところもありますが、国民のお金を借りているということには変わらないわけなんですね。しかも、企業が海外のプロジェクトに失敗しても、貿易保険というものがある、そこから補填されるわけなんです。はっきり言って低い基準に環境ガイドラインを合わせようとすると、悪貨は良貨を駆逐することになるのではないかと、私は非常に懸念するわけです。またそういったことを容認することが、結局、日本の信用を引き落としている。結局、事業が失敗して貿易保険なので補填されたりとかすれば、そこで懐が痛むのは日本政府の国庫なわけですから、国民のほうにも非常に影響が出てきます。そういったことから考えますと、環境や社会に配慮するいい企業を伸ばすためにやはり環境ガイドラインというのは必要なのではないかと思います。以上です。

(参加者I)

申しあげたいのは簡単に一言なのですが、いろいろお聞きしておりまして、やはり言葉の取り違えといひましようか、誤解とかもいろいろあるのかなと思っておりまして。あと、いろんな方のお話にありましたけれども、理想を追い求めたいというのは、企業にしてもみんなそうだとおもうに理解しております。ただ、理想を追い求めるために、じゃあ今の体力があるのかということが非常に大きな問題になっておりまして、理想を掲げた上で、あと運用の世界をどうやっていくのかなということに、もしかしたら何か活路が見いだせるのではないかと考えておるところです。

それと貿易保険について一言コメントがあったのですが、こちらにつきまして先ほど何名かお話がありましたけれども、NEXIのほうにおきまして、今、ガイドラインのご説明、それからパブリックコメントもやっております。貿易保険に関してもしそういったご理解だということであれば、きょうのJBIICの場でご説明するような話でもないかと思っておりますので、また改めて貿易保険のほうに対しましてコメント等を述べるべきではないかと思っております。以上です。

(参加者J)

先ほどからずっとODAとOOFの違いということで話が出ていますが、今回何のガイドラインをつくっているかということをもう一度ちゃんと考えていただきたいですね。要するに、環境社会配慮に関するガイドラインをつくっている。確かにODAとOOFで、商業的な事情もあって運用を違えないといけないところがあるかもしれませんが、とにかく環境配慮という部分についてちゃんと行き届いたものでないといけないというところは、これはODAもOOFも一緒だと思いますので、細則をつくる、いろいろ云々という議論が出ていますが、とにかく環境配慮に十分な基準が適用される、そういうところだけは絶対に守っていただきたいと思っております。

(本郷課長)

先ほどの方からのご意見の中の一つの、いろんな意見とか、しがらみのない日本というコメントでございますが、それについてまず説明させていただきたいと思っております。その前に、確か実際現地に行き正しい情報が集められているのかどうかというご意見もありました。私どもとして今までやっておりまして、現在の案の中でも明確に入れておりますのは、一方からの意見だけを聞くというやり方は取らない、ということです。今までもそうして来たつもりでございます。確かに悪意ある誤解、悪意ある説明を事業者から受ける可能性はあるかもしれませんが、正しくしつらえていくつもりでも、もしかしたら一部誤解があるケースもございます。そういった点についてはやはり私どもは私どもなりの見方で、「ここはどうなっているのでしょうか」という質問をし、それに答えていくプロセスの中で例えば誤解があれば正していただく、ということにはしているつもりでございます。

また、一方で、事業者側が行っている内容がこうこうこういうことで問題ではないかな、というご意見をたまわった場合、私どもは必ずそれをできるだけ真摯に受け止め、その内容の確認を事業者にお願いするわけでございます。

但し、その場合、そういったコメントの中にも必ずしもすべて正しいばかりではないということもございます。やはりそれも悪意を持って言ったわけではなく、やはり情報の理解が違っていたりして誤解のあるケースがございます。一言でいうと、いろんなソースから私たちは情報を集めたい。なぜならば、それぞれの情報ソースは必ずしも100%正しいとは限らない。それは悪意だけじゃなくて単純な誤解から生じるケースもある、できるだけたくさん情報を集めたい、ということをしているつもりでございます。

それからもう1点の、日本で、という話でございますが、確かにそういうしがらみのないところという考えも一つあると思います。ただまた一方で、当事者不在のままの協議というのはいったい何だろうかという意見も考えもあるのではないかと思います。私どもは、どういふアプローチが最も適切なのかということやはり慎重に考えていかなければいけないというふうに考えております。

(佐藤副参事役)

では、いただきました時間がまいりましたので、3回にわたりますコンサルテーション・フォーラムをひとまず閉じさせていただきます。3回にわたりご出席された方も、あるいは今回だけという方もおいでになるかと思いますが、たいへんお忙しい中どうもありがとうございました。

この後、2月20日締め切りということで、環境ガイドライン(案)に対するパブリックコメントを募集しております。今まで出た議論でも結構ですし、新しい議論でもかまいません、ぜひ忌憚のないご意見をお寄せいただければ、私どもとしまして一つひとつ検討して考えさせていただきたいと思っております。それでは長時間にわたりどうもありがとうございました。

以 上